

医療法人等に係る所得金額の計算書

記載の手引き

(平成26年4月1日以後に開始する事業年度分)

目 次		
1	この計算書の用途等	1 ページ
2	「医療法人等に係る所得金額の計算書」(様式第4号)の記載方法	2 ページ
3	「計算の基礎とする収入金額の計算」(様式第4号 下段部分)の記載方法	3 ページ
4	「計算の基礎とする収入金額の計算」の取扱い一覧表	4 ページ
5	介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分	6 ページ

1 この計算書の用途等

①医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含む。）又は②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下①及び②を「医療法人等」という。）が、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する場合に、この計算書を添付してください。ただし、次に掲げる法人は添付を要しません。

- 主たる病院・診療所等が岩手県以外の都道府県にある医療法人等
- 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している医療法人等
- 法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項の規定の適用を受ける医療法人等（以下「特例適用法人」という。）

なお、特例適用法人は、「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」の備考欄に「特例適用法人」と記載し、この計算書に代えて法人税法施行規則別表10（6）の写しを提出してください。

■添付書類について

医療法人等が確定申告書を提出する場合には、次の書類を添付してください。

- (1) 所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第6号様式別表5）
- (2) 医療法人等に係る所得金額の計算書（岩手県 様式第4号）
- (3) 所得金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表4）の写し
- (4) 決算書（貸借対照表、損益計算書）及び雑収入の内訳書
 (2) の計算書に記載された金額と損益計算書の計上金額が一致しない場合は、内容を確認できるものを添付してください。
- (5) 介護保険に係る収入（6ページ参照）に係る内訳を確認できる書類
- (6) その他必要と認められるもの

2 「医療法人等に係る所得金額の計算書」の記載方法

欄		記載の方法
「総所得金額①」欄		「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」（以下「第6号様式別表5」という。）の「再仮計」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、▲印を付して記載してください。
「医療事業の所得金額②」欄		次の「その他の事業の所得金額③」欄及び「土地等の譲渡所得金額④」欄に記載すべき額がある場合は、総所得金額から③欄及び④欄の金額を控除して算出した金額を記載してください。
「その他の事業の所得金額③」欄		医療事業とその他の事業を併せて行っている場合は、次の点に留意して記載してください。 ア 区分計算の方法 総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定します。それぞれの事業ごとの所得金額又は欠損金額は②欄及び③欄に記載してください。 イ 共通損益金按分 区分困難な共通損益金は、それぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分します。 この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。 (注)その他の事業が軽微な場合 その他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微（売上金額の1割程度以下）なもので医療事業の付帯事業として行われていると認められる場合は、その他の事業の所得金額は②欄に含めてください。また、その収入金額は「計算の基礎とする収入金額の計算」の「その他の事業の収入金額」欄に記載してください。
「土地等の譲渡所得金額④」欄		総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）の譲渡益及び有価証券の売却益又は評価益等がある場合は、次により算定した金額を記載してください。 土地等の譲渡所得金額＝土地の譲渡益等－土地の譲渡益等に係る経費の額 なお、租税特別措置法の規定により土地の譲渡に係る所得金額を計算した場合は、上記算式によらず、当該所得の金額を土地等の譲渡所得金額とします。 また、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した金額（圧縮損等）がある場合は、土地の譲渡益等に係る経費の額に含めます。
社会保険分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	⑤欄 (ア)欄の金額を移記してください。
		⑥欄 (エ)欄の金額を移記してください。
	社会保険分の所得金額	⑦欄 次の式により算定してください。 $\text{⑦欄} = \frac{\text{①欄又は②欄の金額} \times \text{⑤欄の金額}}{\text{⑥欄の金額}}$ ②欄に記載された金額がある場合は、②欄の金額を按分してください。 なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。 また、算定した⑦欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に移記してください。
課税所得金額の計算	⑧欄	上記「①－⑦」の金額を記載してください。
	⑨欄	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます）。
	⑩欄	上記「⑧－⑨」の金額を記載してください。算定した⑩欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に移記してください。

3 「計算の基礎とする収入金額の計算」（下段部分）の記載方法

<p>「社会保険分の収入金額」の各欄</p>	<p>地方税法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を各法律ごとに記載してください。</p> <p>ア 保険者からの収入金額 診療報酬の審査で生じた査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。</p> <p>イ 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護医療費等に相当する部分を含む。）</p> <p>ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含む。）に代わって、市町村等が支払った金額</p> <p>なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの（妊婦、幼児、特定健康診査の委託料等）はその他の収入金額となります。</p> <p>「社会保険分の医療収入金額」の各欄で「社会保険分の医療収入金額の窓口収入」及び「公費負担分のうち社会保険分の医療収入金額」は、空欄にそれぞれ別書きしても差し支えありません。</p>
<p>「社会保険以外の医療事業収入金額」の各欄</p>	<p>当期分の医療事業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額を記載してください。</p> <p>イ すべての収入金額で按分するのが原則ですが、その他の収入に含まないものについては、下表を参照してください。</p> <p>なお、印刷されている項目にあてはまらないものがある場合は空欄を利用して記載してください。</p>
<p>「その他の事業の収入金額」欄</p>	<p>医療事業以外の事業に係る所得金額ではなく、当該事業の売上又は収入金額を記載してください。</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>法人税別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、それぞれ加算又は減算してください。</p> <p>なお、法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。</p>

4 「計算の基礎とする収入金額」に含まない収入金額

<p>受取配当等</p>	<p>受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額</p>
<p>経費の戻入等</p>	<p>① 従業員の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収している収入 （例1） 従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 （例2） 従業員のために設けた保育施設の利用料金</p> <p>② 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入</p> <p>③ 減価償却資産の売却益</p> <p>④ 役員及び従業員の生命保険、損害保険の満期返戻金又は解約返戻金</p>
<p>消費税（地方消費税を含む。）</p>	<p>計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額（ただし、課税事業者に限ります。）。</p>
<p>益金に計上した消費税の額</p>	<p>還付された消費税額は、計算の基礎とする収入金額に含めません。</p> <p>注）税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、計算の基礎とする収入金額に含めません。</p>
<p>その他</p>	<p>「計算の基礎とする収入金額に含めるもの」及び「計算の基礎とする収入金額に含めないもの」については、4～5ページの取扱一覧表を参照してください。</p>

「計算の基礎とする収入金額の計算」の取扱い一覧表

収入科目	社会保険分の医療収入	社会保険以外の医療事業収入	医療事業の収入金額 に含めない収入金額	別計算
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○（注1）	○（注2）		
生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○（注1）	○（注2）		
窓口現金収入	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
家族療養費	○（注3）			
公費負担分	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
保険等査定増減	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
労働者災害補償保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の医療収入		○		
公害診療収入	○ （非公害医療機関分）	○ （公害医療機関分）		
自費診療収入		○		
入院料、ベッド代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○		
電話、電気、ガス、テレビ、 寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	
院内保育の保育料収入			○ （従業員使用分）	
社宅・寮収入		○ （役員への貸与分）	○ （従業員使用分）	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
歯ブラシ・おむつ等販売収入		○		
印紙等販売収入		○	○ （販売差益の生じないもの）	
販売手数料		○		
各種補助金・委託料		○（注4）	○（注5）	

収入科目	社会保険分の医療収入	社会保険以外の医療事業収入	医療事業の収入金額 に含めない収入金額	別計算
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種（旅行・忘年会）協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金			○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○（注6） （支払相当額と相殺されたもの又は 圧縮損等により収益反映しない もの）	
有価証券売却益				○
減価償却資産売却益			○	
看護学院収入		○ （区分経理のできないもの）		○
施設等利用料		○		
土地譲渡益等				○
贈与・寄付金・受贈益等		○ （軽微なもの）		○
その他の事業に係る所得		○ （軽微なもの）		○
各種引当金及び準備金の繰戻 額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

（注1） 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は地方税法第72条の2第3項第2号及び第4号により限定されています。

【①訪問看護②訪問リハビリテーション③居宅療養管理指導④通所リハビリテーション⑤短期入所療養介護⑥介護保健施設サービス⑦介護医療院サービス⑧指定介護療養施設サービス⑨介護予防訪問看護⑩介護予防訪問リハビリテーション⑪介護予防居宅療養管理指導⑫介護予防通所リハビリテーション⑬介護予防短期入所療養介護】に係る収入に限ります。

（注2） 社会保険以外の医療収入に含むもの〔訪問介護、主治医意見書作成料〕等、（注1）に掲げるサービス以外の収入。（注1）、（注2）の区分については、6ページの「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご参照ください。

（注3） 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

（注4） 「社会保険以外の医療事業収入」に該当するものは、医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などです。

（注5） 「医療事業の収入金額に含めない収入金額」に該当するものは次のとおりです。

①医療事業に係る経費の補填の性格を有しているもの。

（国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した、施設整備に対する補助金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費等補助金等）

②事業を継続するための給付金等、社会保険診療、自由診療に区分できないもの。

③医療事業に係る事業用資産について収用等により交付を受けた補償金。

（注6） 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った金額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。

損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、「社会保険以外の医療事業収入」に含まれます。

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	計上区分		
		社会保険診療収入	自由診療収入	
指定居宅サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)		○	
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○	
	訪問看護 介護予防訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○		
	通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)		○	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア) 注	○	○	
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○	
	(シ ョ ー ト ス テ イ)	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設) 注	○	○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等) 注	○	○
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
		特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○
	指定居宅介護支援	居宅介護支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設) 注	○	○	
	介護療養施設サービス (療養病床等) 注	○	○	
	介護医療院サービス 注	○	○	
地域密着型サービス	グループホーム 小規模多機能型居住介護 他		○	

(注)平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入」です。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他の収入」です。

※ 介護保険に係る収入がある場合は、その内訳を確認できる書類を添付してください。

様式第4号

医療法人等に係る所得金額の計算書		事業年度	から まで	法人名
区 分				金 額
総所得金額				①
医療事業とその他の事業とを併せて行う場合又は土地譲渡益等がある場合の所得の区分	医療事業の所得金額			②
	その他の事業の所得金額			③
	土地等の譲渡所得金額			④
社会保険診療分の所得計算	計算の基礎とする収入金額			
	社会保険診療分の収入金額			⑤
	医療事業の総収入金額			⑥
社会保険診療分の所得金額 (①×⑤/⑥又は②×⑤/⑥)				⑦
課税所得の計算	当期分の課税所得金額 (①-⑦)			⑧
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額			⑨
	課税標準となる所得金額 (⑧-⑨)			⑩
備考				

計算の基礎とする収入金額の計算

社会保険分の収入金額	健康保険法		社会保険以外の医療事業収入金額	労働者災害補償保険法	
	国民健康保険法			自動車損害賠償保障法	
	高齢者の医療の確保に関する法律			自費診療収入	
	船員保険法			健康診断、予防注射等受託医療収入	
	国家公務員共済組合法			その他の医療収入	
	防衛省の職員の給与等に関する法律			診断書等証明書収入	
	地方公務員等共済組合法			室料等の差額収入	
	私立学校教職員共済法			患者・付添人食事代収入	
	戦傷病者特別援護法			嘱託収入	
	母子保健法			受託技工、検査料等収入	
	児童福祉法			生活保護法	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			介護保険法	
	生活保護法			利子配当等収入	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			電話、電気、ガス、寝具等使用料収入	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			生産品等販売・不用品売却収入	
	麻薬及び向精神薬取締法				
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律				
	介護保険法			その他の附随収入	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			計(イ)	
難病の患者に対する医療等に関する法律		この欄は、その他の事業の収入金額を医療事業の所得に含めて計算する場合のみ記入します。	商品販売収入		
		その他の事業収入金額	物品・資産貸付収入		
			計(ウ)		
計(上記の⑤欄へ) (ア)		医療事業の総収入金額(ア) + (イ) + (ウ)	(エ)		